

第 47 回 岩手県環境審議会大気部会 会議録

1 開催日時

令和 4 年 9 月 9 日（金）14：30～16：30

2 開催場所

エスポワールいわて 3 階特別会議室

3 出席者（敬称略、50 音順）

【委員】

小野寺 真澄（リモート）

齊藤 貢

主濱 了

丹野 高三

【専門委員】

五十嵐 圭介

井上 直己（リモート）

古谷 博秀（リモート）

【事務局（岩手県環境生活部環境企画室）】

グリーン社会推進課長 高橋 政喜

特命課長 森 英介

総括主任主査 川端 徹

主査 鎌田 憲光

主査 菊池 智也

主査 松本 聡

主査 晴山 久美子

技師 菊地 弘祐

主事 平田 希

4 議 事

（1）岩手県における 2019 年度の温室効果ガス排出量 について

（2）第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて

（3）その他

○環境生活企画室 川端主任主査

ただいまから、「第 47 回岩手県環境審議会大気部会」を開催します。

御出席いただいている委員の皆様は、総数 6 名のうち、4 名の御出席であり、半数以上となっていますので、岩手県環境審議会条例第 8 条第 4 項の規定により準用される同条例第 7 条第 1 項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、専門委員 3 名のご出席を頂いておりますので、併せて御報告申し上げます

なお、本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議録を県のホームページで公開することとしていますので、あらかじめ御了承願います。

では、はじめに、環境生活企画室グリーン社会推進課長高橋から御挨拶を申し上げます。

○環境生活企画室グリーン社会推進担当 高橋課長

皆様、本日もお忙しい中ありがとうございます。

本日、大気部会としての審議は 3 回目になります。これまでの 2 回の審議を踏まえ、本日答申案の取りまとめに向けて後審議頂く事になります。本日は大きく二点、御審議、御意見頂戴したい事がございます。一つは温室効果ガスの排出量、最新のデータ 2019 年度のものがまとまりましたので、この場でご報告を申し上げます。データは実行計画の見直し案の中にも反映する形になっております。もう一点は前回まで皆様から頂いた御意見への対応について御説明、御報告をいたします。その上で皆様から様々な視点から御意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では以上でご挨拶といたします。

○環境生活企画室 川端主任主査

それでは以降の進行は部会長にお願いしたいと思います。部会長よろしく願います。

○丹野部会長

皆さんこんにちは。本日もよろしく願います。

それでは、次第によりまして議事を進めて参ります。議事の(1)岩手県における 2019 年度の温室効果ガス排出量について事務局から説明をお願いします。

○環境生活企画室 森特命課長

資料 1「岩手県における 2019 年度の温室効果ガス排出量」について、ご覧頂ければと思います。2019 年度、温室効果ガスの排出がまとまりましたのでご報告をさせていただきます。1 ページ目のグラフの右側の青いグラフをご覧いただければと思います。2019 年度の温室効果ガス排出量の実排出量につきましては 1,318 万 9 千トンとなりまして、基準年比である 2013 年度比で 125 万 6 千トン、率にして 8.7%の減少となりました。その右の緑色の棒グラフでございます。このグラフは森林吸収と再生可能エネルギー導入の削減効果を含めたグラフとなっております。森林吸収による削減効果は、141 万 6 千トン、再生可能エ

エネルギー導入による削減効果は49万1千トンとなっております。全体の排出量1,128万2千トンとなりまして2013年度比で△21.9%の減少となりました。なお、2018年度との比較におきましては60万9千トンの減少となったところでございます。

次のページ、2ページ目をご覧ください。温室効果ガス排出量部門別状況になります。部門別の状況であります。前年度との比較で申し上げます。減少量が多い3部門は、産業部門、工業プロセス部門が運輸部門の3部門が減少となっております。産業部門につきましては対前年度の比較で16万2千トンの4.6%の減少となっております。工業プロセス部門につきましては前年度比12万2千トンの7.3%の減少。運輸部門は前年度比9万5千トンで4.1%の減少となっております。全体としては着実に減少の傾向が進んでいると受け止めております。

次のページをご覧ください。二酸化炭素排出量部門別状況になります。排出量の多い主な部門の状況についてご説明を申し上げます。

(1) 産業部門(工場等)でございます。基準年比で63万7,000トン率にして15.8%の減少となっております。これは、プラスチック製品、生産用機械器具製品等を中心に製造業における製造品出荷額等が増加したものの、産業においてはエネルギー効率の改善等により、排出量が減少したと受け止めております。前年度比につきましては16万2,000トン比率として4.6%の減少となりました。これは前年と比べまして建設業の建築工事予定額の減少した事、エネルギー効率の改善等により排出量が減少したものでございます。

次に(2) 民生家庭部門です。基準年比では52万3,000トン率にして18.4%の減少となりました。これは住宅性能の向上等もあり、灯油、電力及びLPガス・都市ガス由来の排出量がいずれも減少した事により前年度比は6万9,000トンの減少2.9%の減少となりました。住宅性能の向上に加え、前年と比較して冬の気温が高めに推移したことにより暖房に使われる灯油や電力、ガス等由来の排出量がいずれも減少した事が原因となっております。

次のページをご覧ください。4ページになります。民生業務部門になります。商業サービス業につきましては基準年比32万トン率にして13.2%の減少となりました。業務施設の床面積は、ほぼ横ばいに推移しておりますけれども、設備の省エネ性能の向上等により、エネルギー消費量が減少したものでございます。対前年度比は6,000トンの減少0.3%の減少となりました。これはガス由来の排出量は増加したものの、電力由来の排出量が減少し、全体として排出量が減少しております。

次に運輸部門であります。

基準年比でいきますと15万3,000トン率で6.5%の減少となりました。そのうち、自動車保有台数が増加したものの、電動車の普及等による燃費の向上により、自動車からの排出量が減少したこと等により、排出量が減少したものであります。前年度比では9万5,000トン、4.1%の減少となりました。鉄道、船舶ジェット機で排出量が増加したものの、排出量の約96%を占める自動車で排出量が減少したことから、全体として排出量が減少したものでございます。

最後は工業プロセス部門になります。基準年比は16万6,000トン、11.8%増加となっております。工業プロセス部門は主にセメントを生産する過程で排出されるCO₂となりま

すけれどもセメントの原料となる石灰石消費量が増加し、排出量が増加しております。一方、前年度比で見ますと12万2,000トンが7.3%の減少となっております。こちらも同様に石灰石消費量が減少した結果という事になっております。

4ページ右側の折れ線グラフです。5月に報告申し上げた際、鉱業プロセス部門だけが右肩に上がっているようなグラフになっておりましたけれども、民間の増加傾向が続いているというよりは今年度下がって、これから減少傾向になるかは今後注視が必要になりますけれども、2019年度に関しては減少に転じた事になっております。

続いて5ページです。二酸化炭素以外の「その他温室効果ガス排出量」になります。表の一番下の所になりますけれども2019年度のその他温室効果ガス排出量はCO2換算で、116万7千トンであり、2013年度比で7万6千トン、率にして7.0%の増加となっております。これは、主にその他ガスの表の一番上になりますメタン。主に家畜排せつ物等から排出される物でメタンと、表の一番下、三フッ化窒素、こちら主に半導体素子等の製造等に用いられる物質であります。この排出量が増加したことが原因です。

続きまして6ページです。これはCO2の排出量につきまして参考といたしましてエネルギー消費量を数値に置き換えて示したのになっております。燃焼費用として示した物を参考として表を付けております。CO2排出量の資料についての説明は以上でございます。

○丹野部会長

オンライン出席の委員の皆様、事務局の説明は聞きとれましたでしょうか。

ただいまの説明について、御質問や御意見等ありますでしょうか。

○齋藤委員

3点ほど質問があります。まず1つ目は「非エネルギー起源」、たとえば工業プロセスや廃棄物、これが基準年に比べて近年かなり多くなっていると見受けられます。例えば何故これが増えているのか、原因を把握されていたりするのでしょうか。

○環境生活企画室 鎌田主査

「非エネルギー起源」については、工業プロセスと廃棄物の二種類ございますけれども、工業プロセスの方は前回も説明いたしましたけれども、石灰石のセメントの製造等の過程で発生するという物ですので、そこでの使用量が増えたという事が原因になります。廃棄物由来につきましても廃棄物の焼却の割合が原因になります。詳細につきましては今ここで説明致しかねます。

○齋藤委員

廃棄物、工業プロセスが今後、そのまま継続すると増えていくのか、それとも減っていく物と考えるのか、工業プロセスについては先程の説明でその後見なければ分からないという事でしたが、その辺は分かりますか。

○環境生活企画室 鎌田主査

増えた要因につきまして、多少詳細な分析が必要かと思ひます、廃棄物の量とも連動してくるかと思ひますので、今後の廃棄物の量、推移を見てという所になると思ひます。

○斎藤委員

二つ目が、工業プロセスで 2018 年度から 2019 年度が下がってきたと、今後これが続くかどうか見ていかなければ分からないというお話でしたけれども、例えば工業プロセス 2018 年度は何か理由があつて急激に伸びたとか例えば 2019 年度コロナの影響で一旦下がっている等、県では推移、理由等、原因をお分かりでしょうか。

○環境生活企画室 鎌田主査

直接的な原因につきましては、調査はしておりません。全国的に見ましてもセメントの製造自体は右肩下がりになっています。昨年度増えてはおりますが、事業者によっては、岩手県内だけでなく他県にも事業所がある場合、バランスにより県内事業所での製造量が増えただけなのか、様々な要因があると思ひます。いずれ、セメントの製造量自体は下がっているので、長期的に下がると思ひますが、いずれにしてもはっきりとした見込みを申し上げることはできません。

○斎藤委員

要するに、来年度以降を見て、傾向を来年だけでなく継続しなければならない、それで傾向を見ていきたいという解釈でよろしいですか。

○環境生活企画室 鎌田主査

そのとおりです、短期的では判断しかねるかと思ひます。

○斎藤委員

三つ目ですが、三フツ化窒素が大幅に増加している結果になっているかと思ひます。これは半導体由来だという事なので、例えば大型の企業が県内に入ってきた事、そういった理由もあるのでしょうか。その辺何か分かれば教えて頂きたい。

○環境生活企画室 鎌田主査

三フツ化窒素につきましては、推計の仕方としますと使用量、実績に応じて算出しておりますので、当然県内での事業所での使用量が増えたという事になります。特定の業者名をお話する事はできませんが、いずれ、三フツ化窒素の製造、半導体素子等の製造等という事でこの分野での消費量が増えたという事になります。

○齋藤委員

これも継続して見ていかなければならないと思うのですが、三フッ化窒素についても今後継続して見ていかなければならないと思いますが、使用量が増えたという事であればこれ位の数値が今後も続いていくだろうという見込みと思ってよろしいでしょうか。

○環境生活企画室 鎌田主査

このままずっと右肩上がりであるのかについては、単年度分ですので、推測しづらい所があると思います。

○丹野部会長

その他ございますか。

○主濱委員

私、市町村長の立場から質問させていただきます、3ページの産業部門の所で説明を見ますとプラスチック製品が増加した、全体としては下がっているのですがプラスチック製品自体は増加している。今既に始まっておりますが、市町村の努力義務としてプラスチックは全て市町村が集めてくださいと法律の内容になっております。ここが増えていきますと市町村が全て集めていかなければならない。その後の処理です、燃やしてしまうのか新たなプラスチック製品の原料として使うのか、そのバランスがどうなっているのか。例えば全県でプラスチックがどれ位出回っているのか。それを全部集めた場合にそれを処理する事業所がどれ位いるのだろうか。100集めたら100しっかりと原料として作れるような業者が居れば、これは良いわけです。ところが100集めても処理する人が居ないとなれば山積みになります。それをどうしましょうか、こういう問題なのです。製造の面でお話しておりますけども結局、最終的には河川汚染になり或いは海洋汚染に繋がる可能性があるという事なので、もしお分かりになれば教えて頂きたい。

○環境生活企画室グリーン推進担当 高橋課長

担当の課が違いますので、この場では詳しい回答が出来ませんが、出来れば個別に委員に御回答出来るようにしたいと思います。今回のCO2の排出に関してはプラスチックの製造業が伸びたというのはその通りですが、本県内で作られたプラスチック製品がどこで消費されてリサイクルに周るのか、焼却に周るのかは正直我々も今の時点では把握しておりません。ご意見として承りまして、後ほど関係課から説明できればと思います。

○主濱委員

大変失礼しました、担当課がよく分かっていなかったです。いずれにせよ、国内で製造されたプラスチック、これが県内にどんどん一つの製品を守る為の資材として入ってくる。それを集めなければならぬ、集めた後キチンと新たなプラスチックの原料となれば、これが一番良いわけですが、その辺りの現状がどうなっているか確認したいということです。

○丹野部会長

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

○古谷委員

CO2 が着実に減っているという事で素晴らしい事だと思ってお伺いしています。今 2030 年、2050 年の目標に対しての評価がどうかをお伺いできればと思います。これは CO2 の森林の吸収が入っている意味、下駄を履いているという状況だと思います。その上で目標を考えた時に見通しとしては、もっと頑張らなければならないのか、このまま着実に進めれば良いのかという見通しの評価としては県としてどう考えているかをコメント頂ければと思います。いかがでしょうか。

○環境生活企画室 森特命課長

現在の減少量を、このままの施策を更に打たないまま減少率が続いたという過程で計算を出しますと、2030 年では 2013 年度比で 41%減という数字となります。今回、県で目標を掲げておりますのは 57%減になりますので、今後の施策の強化によって更に今のトレンドから 16%更に削減を増やしていかなければならない状況になっております。

○古谷委員

分かりました、その点が非常に重要だと思っております、着実に減っていますという事は事実として素晴らしい事だと思います。その後 16%減をどう取り組むかの議論が大事という事もある程度重要かと思ひ質問しました。ありがとうございます。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

それでは次に移らせていただきます。次に議事の(2)「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

○環境生活企画室 森特命課長

資料2-1をご覧いただきたいと思います。前回の大気部会において頂きました御意見についての対応を整理したものでございます。かいつまんで説明をさせていただきます。基本的に、本文の修正について御意見頂いた箇所は、本文を修正しておりますので本文の説明の際に説明をさせていただきます。

「項目1」目指す姿の文章表現、「項目2」温室効果ガス排出量と削減目標量のグラフにつきましては、本文を修正させて頂きました。

「項目3」、「項目4」の削減目標についてのご意見につきましては、今後、様々な場面で丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

「項目5」、二酸化炭素削減にかかる企業の取組の具体例につきましては、県内の例を計

画のコラムへ記載を検討する事を検討しています。後ほど具体的な取組みについてご説明いたします。

「項目6」、「項目7」の施策体系については、施策体系を国の施策体系と合わせるべきとのご意見がございましたため、本文を修正しております。

「項目8」施策効果の定量的な把握、また「項目9」森林吸収源対策の推進という事につきましては現在庁内で議論を進めておりまして、今後、計画に反映させていきたいと思っております。

「項目10」適応策の表現でございます、こちらについても本文を修正しております。

「項目11」地域脱炭素化事業の対象となります市町村が設定します促進区域につきまして、県と市町村の温暖化対策計画において促進計画が定めることとされておりますことから、県と市町村の連携会議等を設置しまして、市町村の取組を支援していきたいと考えております。

「項目12」バイオマス発電にかかるアセスメントについての対象になるかの御質問でございました。こちらにつきましては、火力発電所として、その規模によってアセスメントの対象となります。火力発電所として出力3万kW以上では県の条例アセス、11万2500kW以上になりますと法アセスの対象となる状況であります。

「項目13」促進区域の配慮基準によって、図示、マッピングできる物であれば例示した方がいいのではないかという御意見でございます。現在、図示できるものについてはマップの例示を作成いたしましたので、後ほど説明させていただきます。

続きまして、経営改善に繋げる省エネ事例集、企業が行う脱炭素の取組を具体的な事例について幾つかご説明させていただきます。省エネ診断を行っております一般財団法人省エネルギーセンターがまとめた2020年度事例集となります。3ページをご覧くださいと思います。

全国の事例が掲載されておりまして、北海道から九州まで様々な食品や生活協同組合、高額機械、衣料等の各産業の構造等における脱炭素の仕組みが事例として紹介されております。4ページをご覧ください。北海道地区の食品製造業のケースであります。省エネ診断というのを行いまして、省エネ診断の提案といたしまして赤字で書いてある所になりますけれども、取組によってエネルギー使用量（原油換算）で21KL/年の削減が可能である。またコスト的に見ると183万9千円/年の削減が可能と診断されております。具体的にどういった取組を提案されているかといいますと、コストをかけずに実行できる運用改善として1. ボイラの燃焼用空気比の低減や、2. デマンド監視装置、これは最大の電力量を監視する装置でありますけれども、そういった装置を活用した契約電力の抑制といった取組。またコストのかかる更なる効率化に向けた投資の改善という所では、3. フリーザーからの冷氣漏れ防止4. 蒸気配管からバルブの保温、変圧器の統合、入れ替えによる損失軽減、そういった対策取組が提案されているところであります。事業者につきましては、5ページの所、「取組はやれるものから順次実施」、「投資改善の計画的な実施」という事に加えまして「提案以外の改

善実施」をしてコスト削減効果を実感できるようになったというような事例が取りまとめられています。こちらは全国の事例であり、本県において省エネ診断を受けて取組をしている企業がありますが、残念ながらこの事例集には出て来ておりません。県内事例を県で取りまとめたものがありますので、そちらを説明させていただきます。

資料の2-3「令和4年事業者向け省エネルギー対策推進事業」です。これは県内の中小企業者等における地球温暖化対策の推進を図るため既存の設備を高効率なLED照明、空調設備、給湯設備、変圧器へ更新する費用を県で一部を補助している制度でございます。

2の補助対象設備の所をご覧ください。表の中程「補助要件」の所にあります省エネルギー診断です。この補助を受けるに当たっては、先程説明しました省エネルギー診断を受けていただきまして、その提案通りのエネルギー効率の良くなる設備に更新する場合県の方で一般では1/3(上限30万円)、「いわて地球環境にやさしい事業所」、これは、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所として、県が認定している事業所でありますけれども、こちらは補助率1/2(上限50万円)となっています。

3ページをご覧ください。こちらが令和3年度の補助実績であります。昨年度は、表の通り卸売業、小売業、サービス業、産業廃棄物処理業、社会福祉事業、建設業、製造業等と合計35件に補助を行っております。更新した設備につきましてはLED照明が多く、その他、給湯設備や変圧器、空調設備となっております。更新台数は合計1,051台となっております。この更新によるCO2削減効果につきましては年間89トン余となっております。この事業者の脱炭素の支援を補助事業になりますけれども、令和4年度につきましては、予算額を増やしまして100件実施できるという体制になっております。こういった県内の取組、県内企業の取組につきまして実行計画で紹介するほか、事業者、他県のPRにおいて取り上げて紹介していきたいと思っております。企業の取組についての説明は以上でございます。

続きまして資料2-4「促進区域」です。改めて説明いたしますと、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正におきまして、市町村の温暖対策実行計画において、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)を設定できる事とされています。市町村が促進区域を設定する際の環境配慮基準を、岩手県の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、県の実行計画の別冊として定めるものでございます。

2ページをご覧ください。この市町村が設定する促進区域は、その中の基準として国の方で「除外すべきエリア」を書面によって設定を定めております。オレンジ色で囲っている所、今回策定するものでありますけれども県としても「除外すべきエリア」を今回定めようと作業しているところでございます。

実際に図に落とした資料という事で3ページをご覧ください。これは促進区域から除外すべきエリアで盛岡近郊の図になります。環境アセスメントデータベース、環境省のシステムで(EADAS)というシステム、その中でGIS地図情報化されているものについて白地で示されている物でございます。基本的に色が付いている所が「除外すべきエリア」という事になります。市町村は促進区域を設定する際には、色が付いていない所からそ

他の情報化できていない GIS 情報になっていない除外すべきエリア、「環境配慮事項」を踏まえて促進区域を設定するという事になります。およそ項目のうち 6、7 割の情報が GIS になっておりまして、風致地区や農用地域内の地区については GIS 情報が整備されておられませんので、それについてはまた別な仕様で提案する事になります。

4 ページについては久慈市周辺の情報でございます。この環境省の EADAS につきましては、一般に公開されているものであり、市町村の促進区域の設定にも役立つシステムと考えておりまして、県の環境基準、市町村の周知と併せて国のシステムの活用方法についても、市町村に周知をして市町村の促進区域の設定の支援をしていきたいと考えております。促進区域の説明については以上でございます。

続いて実行計画の 3 についても併せて一連で説明をさせていただきます。資料 3-1 「概要」でございます。概要につきましては前回から大きな変更はございません、変更箇所は 2 カ所であります。左上、第 1 章の所、下の所に追記をしております「これまでの社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、本県の強みである自然の豊かさと豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるため見直す」という事で改めて今般の見直しの趣旨を明確記載しています。

もう一箇所、修正したのは左下のグラフになります。先ほど説明した通り、2019 年度の排出量ガスがとりまとまりましたので、グラフを更新しております。概要についての修正は以上 2 箇所となります。

続きまして本文、本案修正箇所を説明させていただきます。資料 3-2 「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画答申素案」をご覧ください。2 ページでございます、「第 1 章 計画の基本的事項」2 計画の見直しの経緯でございます。前回、現行計画から修正した箇所には色を付けておりまして、前回（第 46 回大気部会）では赤文字で修正案を示しております。前回の部会から今回追加で修正した所は色を青文字にしておりますので、青い文字の所をご覧くださいければと思います。2 ページ目〇の下の所、1 箇所文言を追加しております。一つは社会経済状況とありますが、エネルギー需給のひっ迫でありますとか、エネルギー価格の高騰といったところの影響を改めて記載しています。先程、概要版で説明をいたしました、本県の強み等を生かして本案を直すという事を改めて 2 ページで記載させて頂いております。

19 ページ「第 3 章 地球温暖化の現状と課題」（2）エネルギー需給という箇所でございます。今回新たにエネルギー需給（2）という項目を起こしてエネルギー需給について記載しております。地球温暖化対策には、国内外のエネルギー需給の動向が大きな影響を及ぼす。令和 3 年には新型コロナウイルス感染症からの経済回復に伴って世界的にエネルギー需要が急拡大する一方、天候不順や災害、化石資源への構造的な投資不足、地政学的緊張等の複合的な要因によってエネルギー供給が世界的に拡大せず、エネルギーの需給がひっ迫し、令和 3 年後半以降、歴史的なエネルギー価格の高騰が生じ、本県においても、灯油価格の上昇等の影響が生じた、という事でエネルギー需給の記載を追加しております。

続きまして 28 ページ第 4 章になります。「第 4 章 温室効果ガス排出量等の現況と将来予測」第 4 章以降先程説明をいたしました 2019 年度の排出量がまとまりましたので、それぞれのグラフ、数値を最新のものに修正しているところがございます。

続きまして 43 ページでございます。「第 5 章 計画の目標」1 目指す姿でございます。将来の目指す姿の表現につきまして、既にこれは実現したというような形での表現での記載になっておりましたけども、これから取り組んでいくという事を踏まえまして、「何々が実現しています」との表現でしたが、「何々を目指します」といった表現に修正しています。

「脱炭素型ライフスタイルの確立が必要です」「心身ともに健康で豊かな生活の実現を目指します」そういった文言に表現を修正しております。また一番下の所、またこういった持続可能な脱炭素社会を実現する為に多様な視点によるパートナーシップにより地域のエネルギー収支の黒字化、地域経済の活性化を図り、地域経済と好循環をもたらす持続可能な脱炭素社会の実現「持続可能な脱炭素社会」の説明を追加しております。

44 ページ。2 計画の基本目標（1）温室効果ガスの排出削減目標でございます。「図 5-1」棒グラフの箇所でございます。こちらの前回お示したのものについては、2014 年度から 2019 年度、青い棒グラフであります、実排出量を記載しておりましたけども目標年度の表記と合わせまして、森林吸収と再生可能エネルギー導入による削減分を併せた数字という事でグラフを修正しました。

続きまして 54 ページ、「第 6 章 目標の達成に向けた対策・施策」（2）施策体系でございます。施策体系、表現、表記など整理をしています。1 省エネルギー対策の推進「①家庭における省エネルギー化」と記載をしております。これは「暮らしにおける省エネルギー化」としていたのを国の対策計画、実行計画の表現と併せまして「家庭における省エネルギー化」と表記を改めさせていただきます。

「②産業・業務における省エネルギー化」としております、こちらは「産業における省エネルギー化」という表現であった物を「産業・業務」に改めております。国においては、「産業」と「業務」2つの分野を分けて記載をしております、県の二酸化炭素排出量の推計値なども「産業分野」「業務分野」分けて算出しています。

一方、県の施策から見ますと、中小企業者への補助、いわて地球環境にやさしい事業所の認定といった、中小企業対策というような施策から見ますと、産業と業務というのは施策的には大きな差違は無いという事でございまして、この二つの分野を施策的に分けるのが難しい事から二つの分野をまとめて一つにさせて頂いております。

「③運輸における省エネルギー化」につきましては「地域における省エネルギー化」を国の計画に合わせて「運輸における省エネルギー化」と表記を修正しております。

3 多様な手法による地球温暖化対策の推進でございます。「①温室効果ガス吸収源対策」とあります、これは森林吸収源対策があります、昨今ブルーカーボンの藻場など海洋の CO2 吸収源の取組になりますけども、こういった取組みがある事から表現を改めまして、国の表現に習いまして「温室効果ガス吸収源対策」と整理させて頂いております。

続きまして第7章、106ページになります。第7章は適応策という事で、温室効果ガス排出削減対策である緩和策と併せて、既に起こりつつある気候変動影響へ対応する事として適応策というのは第7章でございます。この施策の取組みについて今回整備を行っております。106ページ、下の緑色の表は国が行った環境影響評価という物でありまして気候変動の影響を「重大性」「緊急性」「確信度」この三つの観点から評価している物であります。県の計画は国の計画を勘案して策定することとされていることから、この国の評価を踏まえて、本県の適応策についても取組項目を分類して整理を行いました。

107ページをご覧ください。本県の取組項目についての考え方です。本県においても国の適応計画に掲げられている7つの分野ごとに、2つの観点から、対策を進める項目を整理しております。一つは ア 国の適応計画における影響評価とあります。先程説明しました国の適応計画における影響評価の報告書によって、「重大性が特に大きい」、「緊急性が高い」、「確信度が高い」と評価されているもののうち、本県に存在する項目について取組みとして整理をしております。例えばサンゴ礁の問題、本県に無い項目もございますので、削除、割愛をさせていただいております。それに加えて本県における影響評価であります。国における適応計画における影響評価の重大性、緊急性、確信度が特に重大である所には該当しませんが、本県において既に気候変動による影響が既に生じていると考えられる事項、本県の地域特性を踏まえて重要と考えられる項目について整理をして取組みを進めたいと考えております。表7-4が今お話しした、二つの観点を踏まえて県の取組項目を整理したものとなっております。

109ページをご覧ください。こちらは、取組項目ごとの適応策になります。前回お示したものは表形式になっておりましたが、体裁を整えた文章で記載しております。内容については前回と修正はありません、分野ごと農業、林業、水産業と総論を記載したほか、主な取組みの後に、現在検討中でありますけれども、適応に関する指標を記載したいと思っております、また県民にとって分かり易い事例になるようにという事については、どの記載にも入れていきたいと考えています。実行計画本文についての修正箇所は以上でございます。

資料3-3は「促進区域の設定に関する岩手県基準（素案）」でございますけれども、こちらについては前回からの修正はございません。実行計画の修正についての説明は以上でございます。

○丹野部会長

ありがとうございます。資料かなりございますが、前回の修正も含めてただ今の説明に御質問、御意見ございましたらよろしく願いいたします。

○斎藤委員

資料の2-4、GISでマッピングしている例が出されたかと思えます。私、前回そういう物があれば良いのではと指摘させていただきました、今回このような物を出して頂きまし

てありがとうございます。市町村とこういった物を照らし合わせながら区域を見ていくという説明がありました、確かにこの EADAS のデータ、色々な分野の枠組みがあってカラフルに表れていますが、では一体どこが大丈夫で、どこが駄目なのかとパッと見た時に色があり過ぎるとハッキリ分からないという所があります。もしこれをベースに要は二値化のような形にしていただけただけのほうが分かり易いのではと感じました。その辺は出来ますでしょうか。

○環境生活企画室 松本主査

EADAS のシステムの中で凡例は決まっている物なので EADAS のシステムを使っている以上、色を変える事は出来ない状態です。

○齊藤委員

これをベースに新たに作る事は難しいという事ですか、一応これを使ってやれるという事なので良いと思いますが、パッと見た時に全部色が塗られていると良いのですが、要は中ポツになっていたり、枠だけとなると空欄と空欄でない所が非常に分かり難いというのが第一印象です。そういった所を考えていただけるとありがたいと思いました。

○環境生活企画室 森特命係長

EADAS につきましては、先程の担当の説明の通りこの凡例から色を変えるのは難しいです。市町村が実際に検討するという段階によっては EADAS でありますとか、農地をシステム等で出された図面を基に検討する事になるかと思えますけど、出来上がった促進区域を市町村の住民の方々、関係する方々に説明するに、やはりこれでは見づらいと思えますので、関係の方々には分かり易いような形での図示で説明していけるよう検討して参りたいと思います。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

○齊藤委員

促進区域に関して質問させていただきます。先程、前回の質問に対しての回答で促進区域につきましては市町村との連携会議等を設置して、支援をしていくという話でしたが、答申案の中で折角そういった取組をこれから行うというお話なので答申案に触れておいたほうがいいのかと思いました。そういった所は触れていなかったように思います。その辺りは県ではどのようにお考えですか。

○環境生活企画室 森特命課長

素案 118 ページ「第 8 章 各主体の役割と計画の推進」になります。

この中で県の役割と市町村の役割について記載をしています。県の役割の点の五つ目でございます。地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用促進を図るポジティブゾーニングの仕組みとして、市町村が地域脱炭素化促進区域の対象となる区域を設定する際の基準を提出願いますと書いてあります。また、市町村による実行計画の策定、施策推進のため、二酸化炭素排出量や再生可能エネルギー導入に関するデータ等の情報提供、技術助言を行いますと記載しています。先程、ご指摘があったように、もう少し市町村との連携について踏み込んで記載をさせていただければと思いますので検討して反映させていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

○井上委員

ご説明ありがとうございます。私の方からは資料 2-3 「事業所向けの省エネルギー対策推進事業」の所でお聞きしたい。これは中小企業向けの取組みという認識なので、資格がない所もあるかもしれませんが、ほとんどが LED 照明の所で所々、空調という所がある中で省エネセンターの事例を見てもっと違う取組みがある認識ですが、県はどの辺りを中心にサポートしていく方向性でこういった結果になっているという事でしょうか。今後の方向性がありましたら教えていただきたいと思っております。

○環境生活企画室 松本主査

実績としては殆どが LED、一部が空調、若干給湯、変圧器という事になっております。実際、事業者で取組みたい物は LED が多い状況になっていて、こういった LED がメインになっていると思っております。補助の要件として LED に変える場合には省エネ診断を受けていただくというのが補助の要件になっていまして、省エネ診断の中で提案を受けた LED 以外の部分についても出来るだけコストをかけない対応、或いはコスト掛けた改修、そういった物をやっていただきたいと考えている所であります。補助を受けた事業者に対しては、補助を受けた後 2 年間省エネ効果について報告していただきますが、その報告の中で、補助を受けた省エネ対策以外に何か省エネに関する改修、コストを掛けない対応をした場合についても、報告いただくという事しております。

○井上委員

LED が最も手掛けやすく、コストメリットが大きいという所からこういう形になっていると思っておりますが、先程話もありましたが、今の状況ですと施策だけだと目標に達しないとい

う中で、省エネは恐らくカーボンニュートラルに至る、というのが一番の所になりますので、もう少し踏み込んだ所が促進できるような形があるといいなと思いました。今すぐに、答え、こうしますというのは難しい所だと思いますのですけれども、その辺りも今後検討いただくのが今後必要になってくる気がします。コメントとさせていただきます。

○環境生活企画室グリーン社会推進担当 高橋課長

ありがとうございます。来年度以降の県の取組みにつきましては、これから関係する部局も含めて、どういった取組みを強化すべきなのか、しなければならぬのかという所を検討する事になっております。最終的には、それも計画にできるだけ落とし込むという事を考えておりますので、今ご提案のあった内容につきましては今回、県の補助を紹介しましたけども、県の補助の対象の設備を広げられないか、そういった辺りは我々の方でこれから検討したいと思います。

○井上委員

ありがとうございます。その時に省エネセンターの事例が非常に参考になると思うので、取組みとして皆さんが取り組んでいただけるような仕組みができると良いかと思えます。

○丹野部会長

その他、御意見、御質問等ありますでしょうか。

○小野寺委員

私も資料2-3のLED等の補助金については以前からの継続案件だと思っておりますが、今回改めて出てきたのは8月にご案内いただいた、「EV等導入脱炭素推進モデル事業費補助金」の案内を岩手県から頂きました。この内容が太陽光発電設備、蓄電池設備、充電等設備（V2H充放電設備）を含む、及び電気自動車という内容で非常に興味を持って問合せさせていただきました。これが太陽光発電設備を基準としてセットでなければ無理だと言われて、中々厳しい内容だと思いました。私共も昨年から今年V2Hと電気自動車をやろうと決めていて、補助金をある程度あてにしていたので、出るのを待って準備をして、ようやくそこで申請という所で注文しても未だに入ってくるかどうか分からない状況です。私共は元々クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を狙っていたので、別枠でそちらを申し込んでいたのですが、それももう一杯になっていて取れるか分からない状態というのが8月段階です。これを取れなかったら、こちらを当てにしようと思って岩手県に問合せをしたらそういう状況だった。恐らく8月にご案内頂いた事業者も同じだと思っております、蓄電池、V2Hは無理だと思っております、今から注文しても。

そういう現状の中でのご案内だったので、今の現状と合っていない、もしこれをやらせて頂けるのであれば、期間を少し広く猶予を頂かないと、どの事業者も使えないのではと思っ

て相談、御意見申し上げたところでした。

○環境生活企画室 川端主任主査

御意見ありがとうございます。今お話があった通り、非常にこの補助金については関心を多くの事業所に持っていただいております。御質問、お問い合わせを多く頂いている所でございます。しかしながら、我々の想像以上に半導体不足に起因する、特に EV、充電設備の納入がかなり厳しい状況だという所を我々も公募後に改めて認識したところがございます。既にある程度、手元に EV 等、ディーラーさんで抑えている所については何とかかなるとい事ですけども、これから発注して、あるいは既に発注されている方でも通常のルートから設備を揃えようとする、かなり厳しい状況だと聞いております。一応、今回の補助金は公募期限を9月22日として設けさせていただいておりますので、我々の方としても今時点でお約束できることは具体的に無いのですが、いずれ状況が状況という事で非常に厳しいと認識しておりますので、何か善後策が打てないかという所は、同時並行で検討しております。

仕組みとしては冒頭に委員からお話がありました通り、4点セットを年度内に揃えるという事ではございますが、既にある設備との組み合わせという事については許容されるという事、あるいは必ずしも購入、所有形態だけではなく例えばレンタルでありますとか、そういう形で EV 等の一部をそういった形で取り揃えていただくという事であれば、必ずしも購入、所有ではなくても補助の全体の仕掛けとしては許容されるという所もございますので、お問い合わせの際には、そういった所をもう少し丁寧に御説明しながら出来る限り今回の公募期間で補助金を決定させていただけるようにしたいと思っておりますし、期限までの状況によって対応できる所があるかという所については今検討を進めているところでございます。

○小野寺委員

ありがとうございます。是非、LED 照明、簡素なところでの対策が終わっている中小企業にとっては恐らく移動距離の広い岩手県内で EV 車というのは、そろそろ取り掛かり易い内容だと思っておりますので、是非来年も継続してご検討いただけると助かります。

○環境生活企画室 川端主任主査

「運輸部門」における EV 等の次世代自動車関係について、国の補助金が継続しているという所はありますので、より積極的な施策が打てないかという所については県でも引き続き検討して参りたいと思っております。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか、

○齊藤委員

二点だけ確認させて頂きたいのですが、資料3-2（9ページ）になります。自動車利用割合のデータになりますが、最新のデータを皆さん集められているかと思いますが、ここだけ10年以上前のデータになっているというのは、最新のデータが無い為なのでしょう。平成22年国勢調査という事で10年以上前なので、新しいデータが無かったのがこれという事でよろしいですか。

○環境生活企画室 森特命課長

国勢調査ですけれども、10年に1度の大規模国勢調査でないと調査されないという事で現時点、平成22年が最新のデータとなっています。

○齊藤委員

ありがとうございます。もう一点29ページ、表4-1ですけれども、先程の三フッ化窒素の事を質問させて頂きましたけれども、資料1には基準年、増加率の数値が入っているのですが、こちらの方では入っていないです。ここは、このままで良いのか、それとも付け忘れなのか確認して頂きたい。

○環境生活企画室 森特命課長

こちら記載漏れでございますので、計画の方の表を修正させていただきます。

○丹野部会長

その他御意見が無ければ、本日いただきました御意見も反映させていただいて、事務局に一任する事として本案を大気部会の案として県の環境審議会に報告する事でよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、幾つか御意見あったと思いますので対応よろしく願いいたします。

それでは次に移ります、それでは次の（3）その他について事務局からお願いいたします。

○環境生活企画室 森特命課長

今後のスケジュール等についてご説明をいたします。資料4をご覧いただければと思います。これまでの審議の状況と今後のスケジュールについて、まとめたものでございます。

1 環境審議会大気部会での審議でありますけれども、令和4年5月20日に開催されました第49回環境審議会において、第2次岩手県地球温暖化実行計画見直しに係る基本的な考え方について知事から環境審議会に諮問がなされたところであります。この諮問事項を審議するため、環境審議会、大気部会に専門委員を設置し審議を行っております。委員の方々

の名簿を下に付けさせていただいております。

次のページ、2 審議状況でございます。これまで、環境審議会を1回、大気部会を3回開催し、審議いただいているところであります。

今後の予定でございます。9月21日に第50回岩手県環境審議会、この素案について答申案について議論、審議をいただきたいと考えております。その後、10月に答申案をいただきたいという予定になっております。

その後、11月に県議会、12月定例会への報告、また、県民の方々へのパブリックコメントを実施いたします。年が明けまして2月、第48回の次の大気部会を予定しています。また環境審議会を同じく予定しておりまして、来年度予算を上げさせていただく形、取組みを折り込んだ形、また指標を入れた素案という改定案を報告させていただきたいと思っております。

2月の県議会定例会で承認議案という事で承認を頂ければ3月に計画を策定、公表が全体のスケジュールになっております。全体のスケジュールは以上でございます。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

なければ議事は以上になりますので、進行事務局にお返しいたします。

○環境生活企画室 川端主任主査

部会長ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第47回岩手県環境審議会大気部会を終了いたします。本日はありがとうございました。